

記入例

子ども医療費助成事業医療証交付申請書

大和市長 あて

申請者及び生計を同じくする者について公簿等を閲覧することに同意の上、次のとおり医療証の交付を申請します。

(第4号様式)

年 月 日

※大和市で所得が確認できる場合、対象児童が高校生相同年齢の場合は、以下の同意は省略することができます。

同 意 書

年 月 日

子ども医療費助成に係る神奈川県への補助金申請に伴う所得基準判断等、本事業実施のために必要な情報を確認するため、地方税関係情報等を、大和市こども総務課が取得することに同意します。

由讀者（保護者）

主和、主郎

第二部分：实验报告与分析

由読者の配偶者

一七三

情報連携ネットワークシステムを使用して、申請者及び、その配偶者（事実婚等含む）の税情報等について確認することができます。
必ずご本人の同意を得てから、申請書を記入してください。

外国籍の児童の出生による申請や、中学生以下の
お子様の申請において、保護者（父母）の方
が、海外に居住していた場合の申請などは、他
に必要な書類がある場合がございますので、こ
ども総務課までお問い合わせください。

※情報連携の照会結果によっては、追加で書類を求める場合があります。

子ども医療証の申請を行う前に、お子様の健康保険の加入手続きを行ってください。

健康保険の情報が確認できない場合、子ども医療証の交付ができます。

お手元に加入健康保険を確認できる書類をお持ちの場合は、写し（コピー）のご提出をお願いいたします。
※マイナンバー制度を活用した情報連携による確認を行うため、保険の資格確認書類の提出がない場合でも申請は可能

大和市 こども部 こども総務課

〒242-8601 大和市鶴間1-31-7 大和市保健福祉センター2階

☎ 046-260-5608 (受付時間:8時30分~17時00分 ※土日・祝日・年末年始を除く)

大和市子ども医療費助成制度について

1 概要 大和市に住民登録をしている高校卒業相当年齢までの児童が、病気やケガなどで医療機関にかかる際に、保険診療で支払う医療費の自己負担分を助成する制度です。

2 対象児童 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある児童で、下記の項目にすべて該当している方。

- ・ 大和市に居住しており、大和市に住民登録していること。
- ・ 健康保険に加入していること。
- ・ 児童福祉法に基づく措置により、医療を受給していないこと。
- ・ 他の公費医療費助成を受けていないこと。（生活保護、障がい者、ひとり親等）

3 期間 医療証の有効期間は、児童の誕生月（1日生まれの場合は誕生月の前月）の末日までです。
※医療証は、誕生月（1日生まれの場合は誕生月の前月）に自動更新となります。
※高校3年生相当年齢の児童の更新後の医療証の有効期間は3月31日までとなります。

4 申請方法 下記の必要書類を、保健福祉センター2階こども総務課へ郵送、持参、または電子申請により提出してください。市役所1階市民課・渋谷分室・中央林間分室で受付できる場合があります。

5 必要書類

- ・ 子ども医療費助成事業医療証交付申請書
- ・ 申請者の本人確認書類のコピー
- ・ 対象児童の加入健康保険が確認できる書類のコピー
※お子様の個人番号および加入健康保険欄の記載をされている方は省略可
- ・ 申請者及び配偶者の住所やマイナンバーがわかるもののコピー
※大和市に住民登録をされている方は省略可
※高校生相当年齢の児童の申請者及び配偶者のマイナンバーは不要



【電子申請HP】

※窓口で申請される際は、来庁する方の本人確認書類（原本）を持参してください。

6 その他 ★ 保護者の所得の確認について

保護者の所得制限はありませんが、県への補助金の申請に必要な場合、児童の誕生月に所得の確認を行っています。転入や未申告等により、大和市で保護者の所得情報が確認できない場合は、同意書等の提出や所得の申告手続きが必要となる場合があります。

※ 確認する所得年度について

- 児童の誕生月が1~6月の場合：前々年分の所得
- 児童の誕生月が7~12月の場合：前年分の所得
(市外から転入された方は、転入月により異なる場合があります。)



【子ども医療HP】

★ マイナンバー制度による情報連携について

保護者の所得を確認する際に、情報提供ネットワークシステムを使って他自治体から地方税関係情報などを取得することができます。そのため、申請書には情報連携に関する同意書欄を設けています。なお、照会結果によっては、追加で所得証明書等の提出が必要となる場合があります。

«医療証発行前に診療された場合等の医療費助成について»

神奈川県内の医療機関を受診された際、診療月と同月内に医療機関の窓口に医療証をご持参した場合に、既に支払った保険適用の自己負担分の返金を受けられることがありますので、医療機関にご確認ください。月をまたいだ場合や、神奈川県外の医療機関を受診された場合は、保険点数が明記された領収書の原本、子ども医療証、申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなど)・申請者名義の通帳やキャッシュカードをお持ちの上、診療日の翌月以降より、こども総務課窓口で助成申請の手続きを行うことができます。窓口に来庁される方が申請者ではない場合は、来庁される方の本人確認書類も必要となります。

※ 助成の対象は、保険適用の自己負担分のみです。

※ マイナ保険証等を提示せず、医療費を全額(10割)支払った場合や、高額療養費等に該当する場合は、事前に加入されている健康保険組合への請求が必要となります。詳しくは、こども総務課へお問い合わせください。

ご不明な点がありましたら、
右記こども総務課までお問合せください。

R7.9版

郵送の際に、ご使用ください。→

〒242-8601 大和市鶴間1丁目31番7号

大和市保健福祉センター2階

大和市役所 こども総務課 行

電話：046-260-5608